

タイヤ修理仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、当局営業所在籍車両（上平間、井田を除く）のタイヤ修理に適用する。

(修理品規格)

第2条 納入品は、J I S D 4 2 0 2自動車用タイヤ呼び方及び諸元、J I S K 6 3 2 9更生タイヤの規格に適合したもとする。

(更生種類及びサイズ)

第3条 納入品は、次の更生種類及びサイズのうち当局の指定したもとする。

トップ掛（低温加硫）タイヤ 275/70R22.5

(踏面の形状)

第4条 修理品の踏面の形状は当該係員の指示によるものとし、搬出時に内容を確認すること。

(作業上の注意)

第5条

- 1 修理項目は当局の指示によるものとする。
- 2 修理項目における修理内容の範囲を超えて行わなければならない事情が生じたときは、速やかに当局の了解を得ること。

(修理品の搬出)

第6条

- 1 当局と事前に連絡をとり当該係員立会いの上、指示を受けること。
- 2 修理品を搬出する際、当該係員へタイヤ番号を記入した預かり書を提出すること。

(修理品の搬入)

第7条

- 1 当局と事前に連絡をとり納入日及び、時間等の調整を図ること。
- 2 修理品を搬入する際、当該係員に納品書番号、納品年月日、納品先、形状寸法、タイヤ番号を明記した社印入りの納品書を2部提出し、納品検査を受けること。

(納入期限)

第8条 修理品の搬出から搬入までの期間は、14日間とする。（ただし、14日目が土曜、日曜、国民の休日と重なる場合その翌日）

(費用負担)

第9条 修理品の搬出から搬入に要する費用は、業者負担とする。また、搬出より搬入検査完了までの一切の事故についても同様とする。

(証明書の提出)

第10条 契約時に、修理品がJ I S表示工場で修理されるものであることを明記した証明書を当局車両係へ提出すること。

(疑義の決定)

第11条 本仕様書によるも疑義が生じた場合には、直ちに当局と協議し当局の裁定に従うものとする。

(履行期間)

第12条 令和8年4月1日～令和9年3月31日

タイヤ修理購入単価・予定数量

タイヤ種類	サイズ	単位	単価	予定数量
トップ掛タイヤ	275/70R22.5	1本	円	108本

予定数量は、あくまでも予定の数量であり、これを保証する数量ではない。
台の選定については、当局の指示によるものとする。また、高温、低温、それぞれの加硫温度、冷却温度表を提出すること。